

## 北海道自動車関連技術展示商談会実行委員会事務局規程

### (目 的)

第1条 この規程は、北海道自動車関連技術展示商談会実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局に関して必要な事項について定めるものとする。

### (組 織)

第2条 事務局に次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局次長 1名
- (3) 事務局員 若干名

2 事務局長は、北海道経済部産業振興局産業振興課ものづくり産業グループ主幹をもって充てる。

3 事務局次長は、一般社団法人北海道機械工業会企業間連携マネージャーをもって充てる。

### (職 務)

第3条 事務局の職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、事務局の事務を統括する。
- (2) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、事務局長の職務を代理する。
- (3) 事務局員は、上司の命を受け、事務局の事務を処理する。

### (決 裁)

第4条 実行委員会の事務決裁は次のとおりとする。

- (1) 実行委員会の運営に関する重要な事項については、実行委員長が決裁を受けなければならない。
- (2) 前号に定めるものを除き、事務の執行及び事務局の運営に関する事項について、事務局長が決裁を受けて処理するものとする。
- (3) 事務局長が不在のときは、事務局次長が代決することができる。

### (文書の施行)

第5条 決裁を施行するための文書の記名は、実行委員長名をもって表示する。ただし、軽易な事項に係る文書については、事務局長名をもってすることができる。

### (会計事務の処理)

第6条 会計事務の処理に当たっては、経理出納簿、証拠書類台帳その他必要な簿冊を備え付けて行わなければならない。

### (補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成26年9月30日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成29年9月25日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成30年8月8日から施行する。